

被用者年金一元化後の積立金の運用について

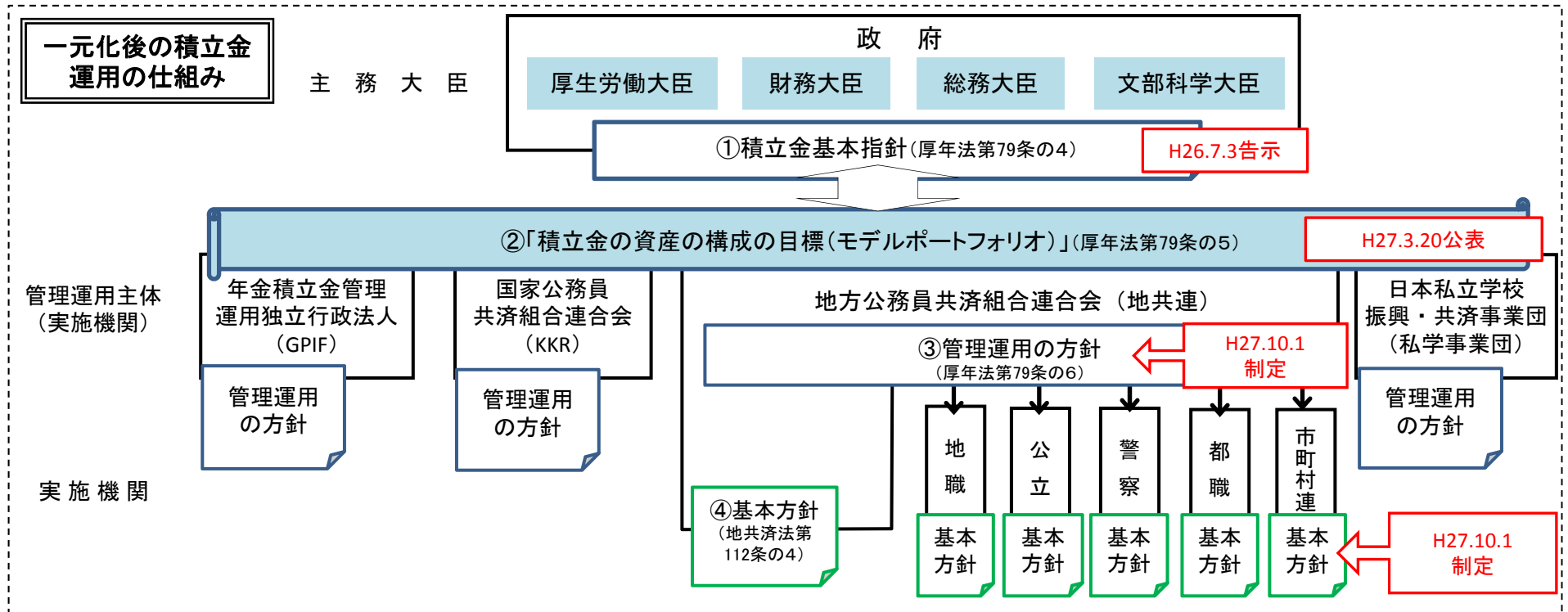
➤ 平成27年10月の被用者年金一元化後も、効率性の観点から年金に係る保険料徴収・給付及び積立金の管理・運用などについて、引き続き共済組合等が実施することとされている。

- ① 主務大臣(※1)が、共同で、「積立金基本指針」を策定(H26.7.3告示)
- ② 管理運用主体(※2)が、共同で、「積立金の資産の構成の目標(モデルポートフォリオ)」を策定(H27.3.20公表)

デフレから脱却しつつある我が国の経済状況を踏まえ、国内債券中心の現在の基本ポートフォリオの考え方を見直し、国内外の株式や外国債券を含めた分散投資によって、長期的に、最小のリスクで、年金財政上必要な運用利回りを確保できることを運用の目標とする。
- ③ 地共連が、各地方公務員共済組合等(実施機関)の共通の方針となる「管理運用の方針(地共済におけるポートフォリオ(H27.3.27公表)を含む)」を策定(H27.9.30総務大臣承認)
- ④ 各地方公務員共済組合等において、「基本方針(基本ポートフォリオを含む)」を策定(H27.9.30主務大臣承認)

(※1)厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣の4大臣

(※2)年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)、国家公務員共済組合連合会(KKR)、地方公務員共済組合連合会(地共連)、日本私立学校振興・共済事業団(私学事業団)の4機関



※管理運用方針については、総務大臣の承認事項、基本方針については、主務大臣の承認事項となっている。

積立金基本指針について

※平成26年7月3日告示済

積立金基本指針概要

1 積立金の管理及び運用に関する基本的な方針

- ①積立金の運用は、被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行う
- ②厚生年金保健事業の財政上の諸前提を踏まえ、必要となる積立金の実質的な運用利回りを最低限のリスクで確保するよう行う

2 積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項

- ①管理運用主体は、共同して積立金の資産の構成の目標(モデルポートフォリオ)を定める
- ②財政の現況及び見通しを作成する際に示される積立金の実質的な運用利回りを長期的に確保する資産構成とする
- ③管理運用主体が積立金の運用において、厚生年金保険事業の共通財源として一体性を確保しつつ、自主性及び創意工夫を発揮できるようなものとなるよう配慮 など

3 積立金の管理及び運用に関して管理運用主体が遵守すべき基本的な事項

- ①本指針に適合するように、かつ、モデルポートフォリオに即して、基本ポートフォリオを定める
- ②分散投資により管理運用を行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等のリスク管理を行う
- ③市場の価格形成や民間の投資行動への影響に配慮する
- ④スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針の策定及び公表について検討を行う
- ⑤実質的な運用利回りを確保することができるよう、運用手法の見直し等の取組を進める
- ⑥株式運用において、非財務的要素であるESGを考慮することについて個別に検討 など

4 その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

- ①積立金の運用状況については原則として時価評価し、実質的な運用利回りによる評価を行う
- ②管理及び運用の状況の評価の結果並びに主務大臣が作成する報告書等については分かりやすいものとなるよう工夫 など

注)管理運用主体:年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)、国家公務員共済組合連合会(KKR)、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団

地方公務員共済組合の積立金に係る基本ポートフォリオについて

(平成27年10月1日適用)

○厚生年金保険給付積立金(1・2階)に係る基本ポートフォリオについて

・モデルポートフォリオ(4管理運用主体において、平成27年3月20日に策定)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産構成割合	35%	25%	15%	25%
中心値範囲	上記±10%	上記±9%	上記±4%	上記±8%

※各管理運用主体は、このモデルポートフォリオを踏まえて各々の資産構成割合の中心値を設定し、そこから一定の乖離許容幅の範囲内に収まることを目標として運用することになる。

・地方公務員共済組合全体の基本ポートフォリオ(地共連の「管理運用の方針」に規定)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産構成割合	35%	25%	15%	25%
乖離許容幅	±15%	±14%	±6%	±12%

(注) 数値は、短期資産を含む管理積立金全体に対する各資産の割合である。

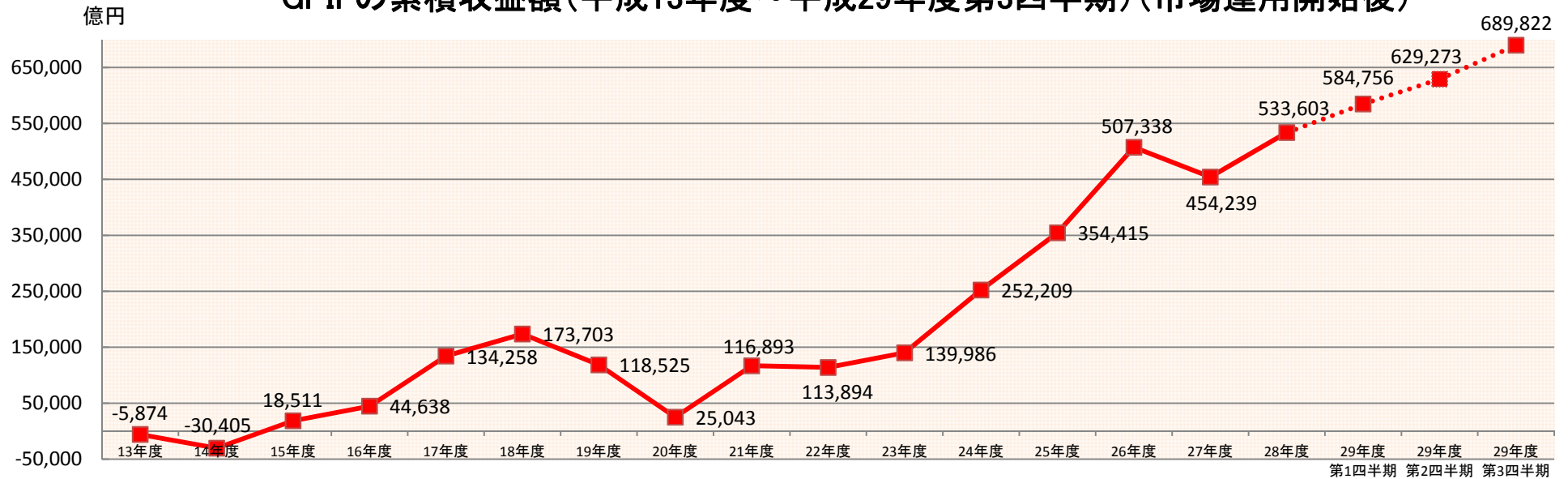
上記の基本ポートフォリオへ移行するまでの間、許容乖離幅を超過することについては許容する。

※上記基本ポートフォリオの案については、平成27年3月27日に公表済。

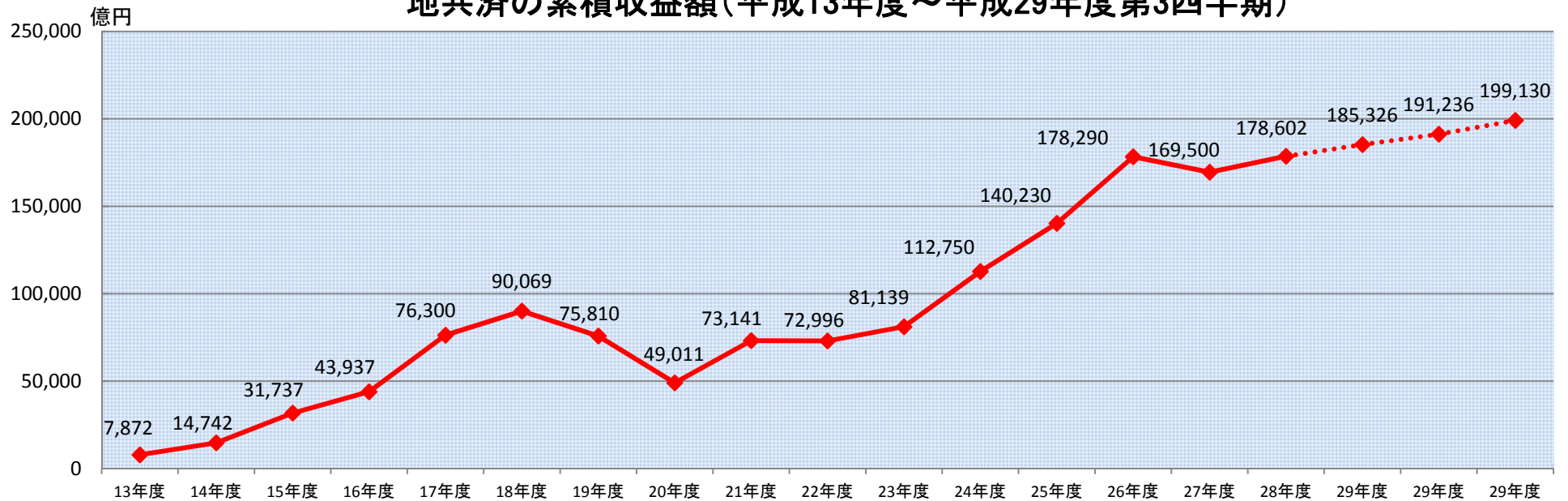
※各共済組合等の「基本方針」において定める基本ポートフォリオについては、地共済全体として、上記の基本ポートフォリオの許容乖離幅の範囲内に収まっている。

GPIFと地共済の累積収益額の推移

GPIFの累積収益額(平成13年度～平成29年度第3四半期)(市場運用開始後)



地共済の累積収益額(平成13年度～平成29年度第3四半期)



※GPIFの収益額は時価による。地共済の収益額は、平成13年度及び14年度の収益額は簿価により、それ以外の年度は時価による。

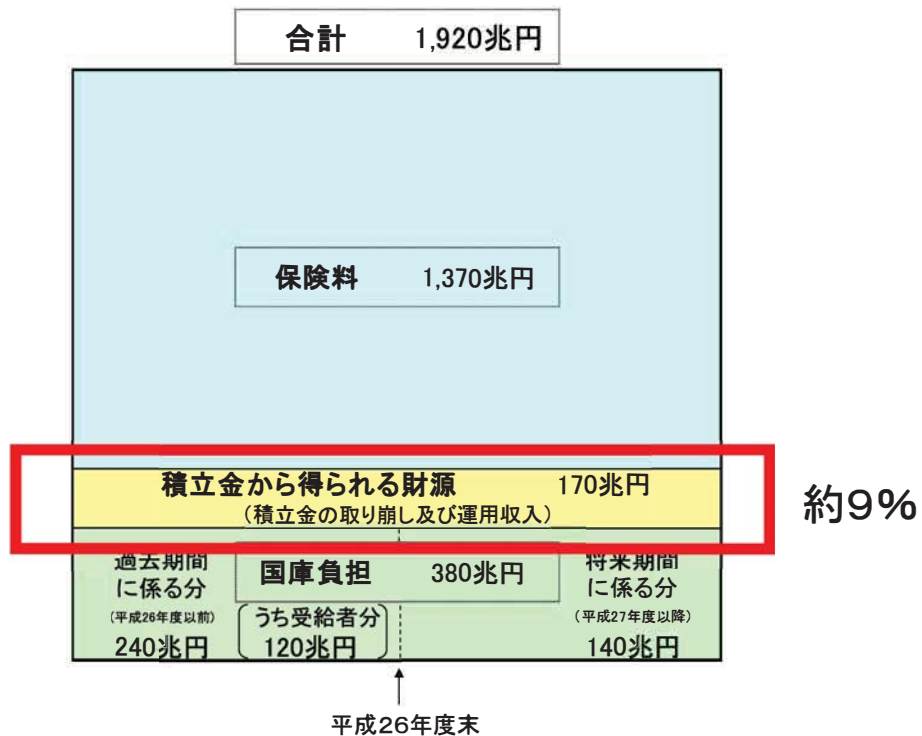
※地共済の累積収益額は、平成27年度上半期(4月-9月)までは共済年金に係る収益額を、平成27年度下半期(10月-3月)以降は厚生年金に係る収益額を、それぞれ計上している。

厚生年金の財源の内訳（平成26年財政検証）

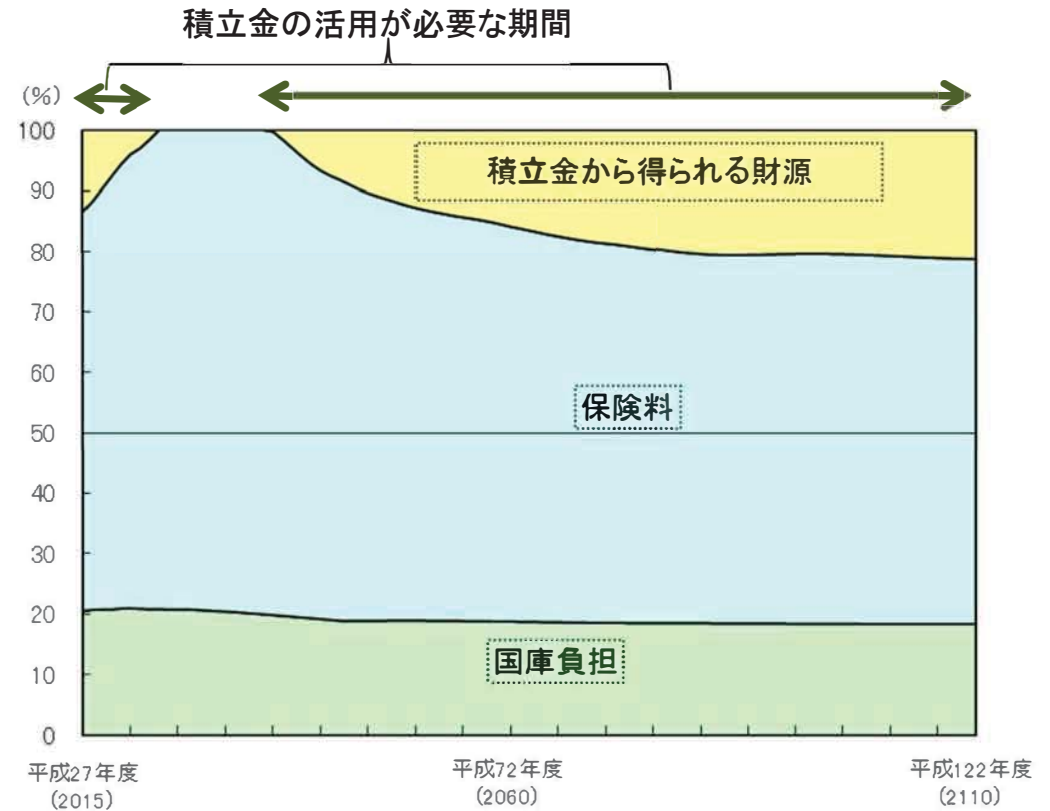
平成29年4月21日
第1回社会保障審議会資金運用部会
参考資料より抜粋

財政検証で前提としている概ね100年間を平均すれば、給付の約9割が保険料と国庫負担で賄われる。

<運用利回りによる一時金換算の財源内訳>



<年度別の財源の内訳>



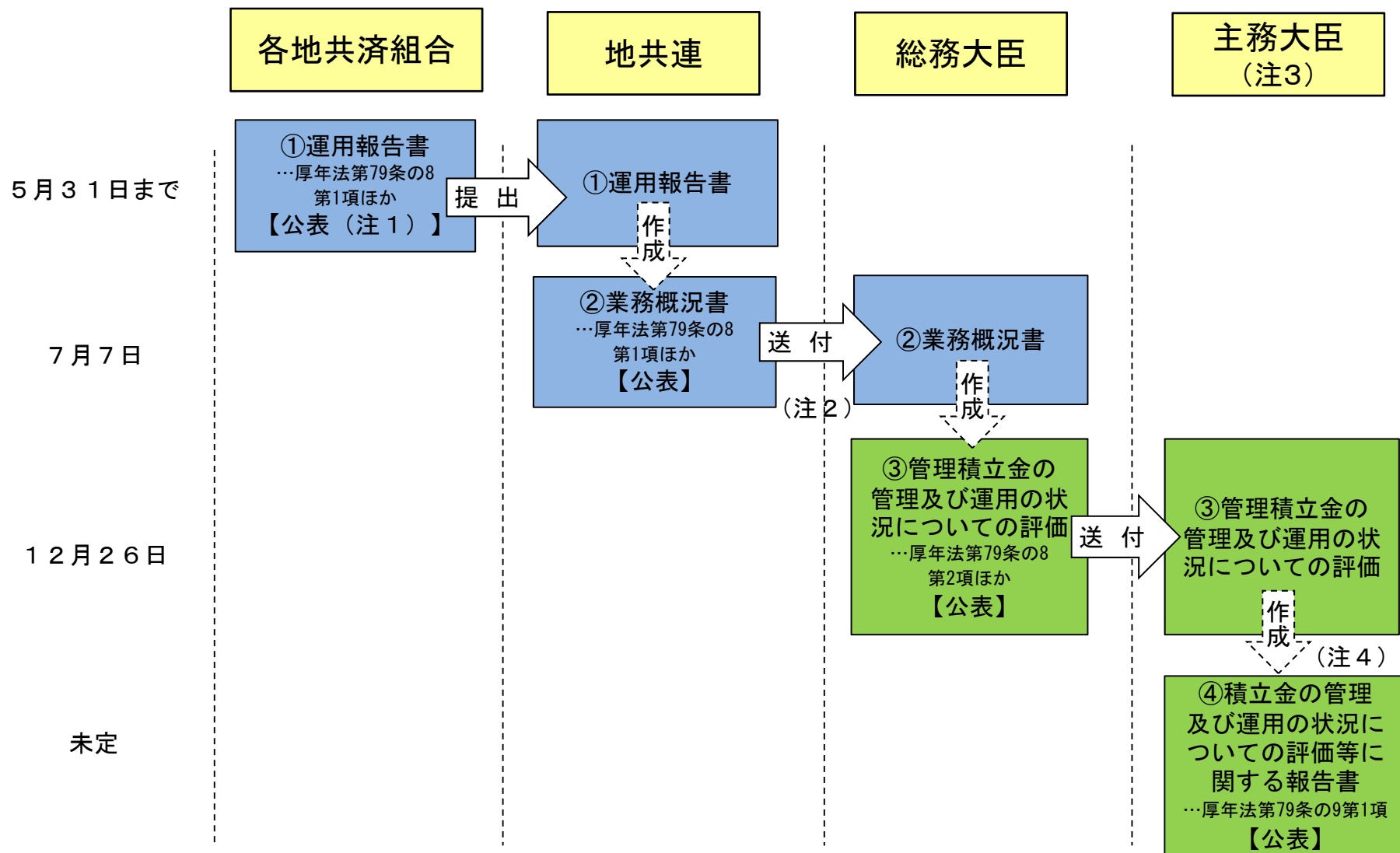
[前提]財政検証における人口:出生中位、死亡中位 経済:ケースE

物価上昇率:1.2%、
賃金上昇率(実質<対物価>):1.3%、
運用利回り(スプレッド<対賃金>):1.7%

※おおむね25年後(2040年前後)に、積立金の水準はピークとなり、その後減少していく見込み。

(出典)平成26年財政検証結果レポート

地共済の年金積立金の運用状況の評価・公表について



※ 上記②～④の流れについては、厚労省及びGPIF、財務省及びKKR並びに文科省及び私学事業団と同じ。

注1. ①の公表については、法令に基づくものではないが、②の地共連の業務概況書の公表と同時期とした。

注2. 各地共済組合が提出した①と合わせて、地共連も運用報告書を作成の上、①の写しを添えて総務大臣に送付。

注3. 主務大臣とは、厚労大臣、財務大臣、総務大臣及び文科大臣をいう。

注4. ④の作成に当たっては、厚労大臣が案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文科大臣に協議する。